

令和6年度

浄化槽設置費補助金申請について

松前町では、生活排水等による公共用水域の水質汚濁の防止を図ることを目的として、合併処理浄化槽を設置する方に対し、補助金を交付します。

～補助の対象条件～

【浄化槽】

全国浄化槽推進市町村協議会登録の5～10人槽

※ 申請された工期内に設置を完了のうえ使用を開始し、町が指定する日（最終 令和7年2月28日）までに完了検査を行わなければなりません。

※ 交付決定前の浄化槽工事の着工は基本的に認められません。

※ 汚水処理未普及の解消につながらないと認める合併処理浄化槽の設置は対象外となります。

【区域】

公共下水道整備事業計画区域以外はすべて補助の対象区域となります。補助対象区域かどうかについては、事前にお問い合わせください。

～申請について～

【申請者】

- ・ 松前町税・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料に現年・過年とも滞納がない者
- ・ 浄化槽法第7条及び11条の水質に関する法定検査を受検する者

※ その他、詳しい内容については、事前にお問い合わせください。

【申請期間】

令和6年4月15日～令和7年1月31日

※ ただし、この期間内でも予算額に達した場合には、受付けを終了させていただきます。

【申請方法】

松前町浄化槽設置費補助金交付要綱に基づき、浄化槽設置者本人又は代理人が、補助金交付申請書に必要書類を添付して提出してください。

※ 要綱・申請書様式については、松前町ホームページに掲載しています。

～補助金額一覧表～（予定）

転換	人槽区分	補助金限度額
	5人槽	332,000円
	6～7人槽	414,000円
	8～10人槽	548,000円
転換付帯工事	工事区分	補助金限度額
	宅内配管工事	300,000円
	くみ取り式便槽撤去工事	90,000円
	単独浄化槽撤去工事	120,000円
	単独浄化槽を雨水貯留槽として再利用する工事費	90,000円
新築	人槽区分	補助金限度額
	5人槽	166,000円
	6～7人槽	207,000円
	8～10人槽	274,000円

※ 予算の範囲内で補助金を交付します。金額については、変更となる場合があります。

～基本的な人槽の基準について～

5人槽	家の延べ床面積が160㎡以下の場合
7人槽	家の延べ床面積が160㎡を超える場合
10人槽	家の延べ床面積に関係なく台所と風呂が2ヶ所以上の場合

※ 人槽の決定に関する詳しい内容については
公益社団法人 愛媛県浄化槽協会
にお問い合わせください。

TEL (089) 925-2661

～補助金申請書提出・問い合わせ先～

松前町役場 総務部
町民課 生活環境係

TEL (089) 985-4117

『松前町浄化槽設置費補助金交付要綱』を御理解のうえ、申請をお願いします。